

移動販売事業運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、日用生活物資の買物に課題を抱える高齢者等に日用生活物資の買物を行う機会の確保を図ることを目的として、高齢者等の見守りの役割も担う移動販売を行う者が行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則(昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。)に定めるものほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 日用生活物資 食料品及び日用品をいう。
- (2) 高齢者等 高齢者、障がい者等をいう。
- (3) 買物弱者 日用生活物資の買物が困難又は不便な状況に置かれている高齢者等をいう。
- (4) 買物困難地域 買物弱者が多数存在する地域をいう。
- (5) 移動販売 主に買物弱者に対し、あらかじめ巡回するコース及び時間を設定して自動車により生鮮三品(鮮魚、青果及び精肉をいう。)その他の日用生活物資の販売(特定の日用生活物資のみの販売、車内で調理加工した食品等の販売、特定の住宅又は施設のみ訪問して行う販売及び商品の配達を除く。)を行うことをいう。
- (6) 移動販売車 移動販売を行う自動車をいう。
- (7) 見守り活動 高齢者等の異変を発見した場合に、専門の相談機関等への連絡又は相談を実施する活動をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助事業者」という。)は、県内に事務所又は事業所を有する個人事業者、企業、集落単位で活動を行う団体若しくはグループ(以下「地域運営組織」という。)、複数の地域運営組織で構成される団体、農業協同組合、商工会議所、商工連合会、社会福祉法人、NPO及びボランティア団体その他の住民団体とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。次

号において「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 役員等(法人にあっては役員及び使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者(営業所の営業を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。以下同じ。)を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。)が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体(以下この条において「法人等」という。)

(4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等

(5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等(暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)を利用して個人又は法人等

(6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等

(7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

(1) 買物困難地域に週1回以上移動販売を行うものであること。

(2) 移動販売に係る関係法令に違反するものでないこと。

(3) 移動販売と併せて見守り活動を実施すること。

(4) この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)に対し、国又は他の地方公共団体から補助金、助成金等の交付を受けていないこと。

(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費及び補助金の額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額
移動販売車の燃料費、消耗品費(タイヤ及びオイルの交換費用、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止用のマスク及び消毒液の購入費等)及び広告費(以下「移動販売事業運営費」という。)	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) ただし、移動販売車1台当たり補助金の交付は3回までとし、その補助上限額は、1回目の交付にあっては400千円、2回目の交付にあっては200千円、3回目の交付にあっては100千円とする。
インターネットサイトを新規開設して予約・受注を行う場合における当該インターネットサイトの構築費	補助対象経費に2分の1を乗じて得た額(当該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額) ただし、一の補助事業者当たり補助金の交付は1回に限るものとし、その補助上限額は、400千円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出に当たっては、当該補助金に係る消費税等相当額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 4 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定をする場合に付す条件は、規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項とする。

- 2 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の経費の配分の変更とする。ただし、移動販売事業運営費にあっては、移動販売車単位で判断するものとする。
- 3 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助対象経費の20パーセント以内の減額とする。ただし、移動販売事業運営費にあっては、移動販売車単位で判断するものとし、補助対象経費の減額とする。
- 4 規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1)規則第6条第1号及び第2号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第2号様式)
- (2)規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第3号様式)

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の日から15日を経過する日とする。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第4号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第4号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業者は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して20日を経過した日又は補助対象事業の完了日の属する年度の3月1日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

第11条 この補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業者は、別に知事が指定するところにより、別記第5号様式による補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第12条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定め

る。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行し、改正後の規定は、令和3年6月1日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。
- 2 改正後の第6条の表に規定する補助金の交付に係る回数は、令和3年度以降にこの補助金を交付する回数とし、令和2年度以前に交付した回数は含まないものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月1日から施行する。

別記

第1号様式（第7条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地
名 称
代表者

移動販売事業運営費補助金交付申請書

このことについて、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

(1) 事業実施計画調書 別紙のとおり

(2) その他必要な書類

- ・移動販売を行うことを証する書類（移動販売に係る営業許可証の写し、営業届出証明書の写しなど）
- ・生鮮三品の販売を行うことを証する書類（販売メニュー表、仕入実績が分かる書類など）
- ・事業概要が分かる資料 等

事業者名	
所在地	〒
担当者名	
電話番号	

別紙

移動販売事業実施計画調書

1－1 事業者情報

補助事業者名 (会社名等)				
所在地				
連絡先	T E L (自宅)		TEL (携帯)	
	F A X		メール	
代表者氏名				
組織の設立年月日				
連絡担当者氏名				

1－2 車体情報

車種	
登録番号	

2 事業の概要

事業実施期間	年 月 ~ 年 月
事業実施地区	市 町 地区
主な商品	
事業の内容	(1) 移動販売事業の流れ (2) 販売頻度、件数 (3) 実施上の工夫

3 見守り活動について

※見守り活動の実施概要を詳しく記載してください。

4-1 補助対象経費の内訳

(単位:円)

補助対象経費区分	品名	概算所要額	積算内訳 (必要に応じて資料を添付してください。)
燃料費			
消耗品費			
広告費			
合計			
補助金所要額 (A)			上欄の額に 1 / 2 を乗じて得た額(千円未満切捨て)
補助金の額 (B)			(A) 又は次の額のうちいずれか少ない方の額 交付 1回目 : 400,000円 交付 2回目 : 200,000円 交付 3回目 : 100,000円

補助対象経費区分	概算所要額	積算内訳 (必要に応じて資料を添付してください。)
インターネットサイト構築費		
合計		
補助金所要額 (C)		上欄の額に 1 / 2 を乗じて得た額(千円未満切捨て)
補助金の額 (D)		(C)又は 400,000円のうちいずれか少ない方の額
交付申請額 (E)		(B) と (D) の合計額

4-2 燃料費等

	予定運行日数	予定走行距離	予定給油額	備考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

※移動販売を行う日数、走行する距離及び燃料費の予定額を月ごとに記載してください。

第2号様式（第8条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県知事 様

所在地
名 称
代表者

移動販売事業運営費補助金事業経費配分（内容）変更承認申請書

年　　月　　日付け 第　　号で交付決定のあった標記補助金に係る事業について、下記のとおり経費配分（内容）を変更したいので、承認されるよう申請します。

記

1 変更承認申請の内容及び理由等

（単位：千円）

事業名	変更概要及び変更理由	既交付決定額	変更額

※経費配分の変更の場合は、変更額の欄の記載は不要です。

2 添付書類

- (1) 事業実施計画調書 別紙のとおり
- (2) その他必要な書類

別紙

移動販売事業実施計画調書

1－1 事業者情報

補助事業者名 (会社名等)				
所在地				
連絡先	T E L (自宅)		T E L (携帯)	
	F A X		メール	
代表者氏名				
組織の設立年月日				
連絡担当者氏名				

1－2 車体情報

車種	
登録番号	

2 事業の概要

事業実施期間	年 月 ~ 年 月
事業実施地区	市 町 地区
主な商品	
事業の内容	(1) 移動販売事業の流れ (2) 販売頻度、件数 (3) 実施上の工夫

3 見守り活動について

※見守り活動の実施概要を詳しく記載してください。

4-1 補助対象経費の内訳

(単位：円)

補助対象経費区分	品名	概算所要額	積算内訳 (必要に応じて資料を添付してください。)
燃料費			
消耗品費			
広告費			
合計			
補助金所要額 (A)			上欄の額に 1 / 2 を乗じて得た額(千円未満切捨て)
補助金の額 (B)			(A) 又は次の額のうちいずれか少ない方の額 交付 1回目：400,000円 交付 2回目：200,000円 交付 3回目：100,000円

補助対象経費区分	概算所要額	積算内訳 (必要に応じて資料を添付してください。)
インターネットサイト構築費		
合計		
補助金所要額 (C)		上欄の額に 1 / 2 を乗じて得た額(千円未満切捨て)
補助金の額 (D)		(C) 又は 400,000円のうちいずれか少ない方の額

変更申請額 (E)		(B) と (D) の合計額
-----------	--	----------------

4-2 燃料費等

	予定運行日数	予定走行距離	予定給油額	備考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

※移動販売を行う日数、走行する距離及び燃料費の予定額を月ごとに記載してください。

第3号様式（第8条関係）

第　　号
年　　月　　日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者

移動販売事業運営費補助金事業中止（廃止）承認申請書

年　　月　　日付け 第　　号で交付決定のあった標記補助金に係る事業について、下記のとおり中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

記

中止（廃止）する 事業名	中止の期間（廃止の時 期）	中止（廃止）の理由

第4号様式（第10条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事様

所在地

名 称

代表者

移動販売事業運営費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった標記補助金に係る事業を実施しましたので、下記のとおり実績を報告します。

記

添付書類

- (1) 事業実施状況報告 別紙のとおり
- (2) その他必要な書類
 - ・補助対象経費に係る支払を証する書類等（領収書等）

別紙

移動販売事業実施状況報告

1 事業の概要

事業実施期間	年 月 ~ 年 月
事業実施地区	市 町 地区
主な商品	
事業の内容	

2 見守り活動について

--

3-1 補助対象経費の内訳

(単位：円)

補助対象経費区分	品名	精算所要額	積算内訳 (必要に応じて資料を添付してください。)
燃料費			
消耗品費			
広告費			
合 計			
補助金所要額 (A)			上欄の額に 1 / 2 を乗じて得た額(千円未満切捨て)
補助金の額 (B)			(A) 又は次の額のうちいずれか少ない方の額 交付1回目：400,000円 交付2回目：200,000円 交付3回目：100,000円

補助対象経費区分	精算所要額	積算内訳 (必要に応じて資料を添付してください。)
インターネットサイト構築費		
合 計		
補助金所要額 (C)		上欄の額に 1 / 2 を乗じて得た額(千円未満切捨て)
補助金の額 (D)		(C)又は400,000円のうちいずれか少ない方の額

補助金の額合計 (E)		(B) と (D) の合計額
交付決定額 (F)		交付決定通知に記載の交付決定額
補助金精算額 (G)		(E) か (F) のうちいずれか少ない額

3-2 燃料費等

	運行日数	走行距離	給油額	備考
4月				
5月				
6月				
7月				
8月				
9月				
10月				
11月				
12月				
1月				
2月				
3月				
合計				

※移動販売を行う日数、走行する距離及び給油額を月ごとに記載ください。

第5号様式（第11条関係）

第 号
年 月 日

岐阜県知事 様

所在地

名 称

代表者

移動販売事業運営費補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定（交付決定）のあった 年度
移動販売事業運営費補助金の交付を受けたいので、下記のとおり請求します。

金 円

振込みは、下記へお願いします。

- ・金融機関本（支）店名
- ・口 座 名 義 人
- ・普通、当座預金の別
- ・口 座 番 号

発行責任者氏名		担当者氏名	
担当者連絡先電話番号			